

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年2月23日（平成29年（独個）諮問第15号）

答申日：平成29年6月7日（平成29年度（独個）答申第11号）

事件名：本人を相手方としたハラスメント事案に係る「ハラスメントに係る懲戒事案の移送について」の不訂正決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

本人を相手方としたハラスメント事案に係る「ハラスメントに係る懲戒事案の移送について」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定については、異議申立人が訂正すべきとする部分を不訂正としたことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年6月5日付け総法文第146号による不訂正決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書1

ア 訂正請求1について

訂正を行わない理由の記載の中で、a「総長に報告し、懲戒処分の手続きをとるよう指示があったのは事実であり」、b「これ以外の事実はない」ことから述べ訂正を行わない理由を説明している。

しかしこのa、bはともに事実ではない。それはこれまでの東北大学情報公開室を介する法令に基づく開示請求と開示結果から東北大学本部の公式認定事実として①規約として「ハラスメント全学防止対策委員会委員長がハラスメントの未決着個別事案につき総長から手続きをとるよう指示」を受けることは禁止されている。これは公正性・職務分担趣旨から規定されているものである。②東北大学では学内規定が整備されており、個別事案につき総長から手続きをとるよう指示する際は総長の決裁に係ることなので当然規定記録に残される。しかし関係する文書類（原議書その他）に総長の決裁印はな

いし公式，非公式の記録も一切ない。法理からも“原訂正請求書”の対象文書である「ハラスメント申立ての調査結果について（通知）」の段階で総長が介入や決裁することはあり得ない。この裁量はハラスメント全学防止対策委員会にあり，総長が未決個別事案に具体的指示を出せば違法である。万が一にも介入・決裁の事実があればこれは議事録等なんらかの記録に記載される性質の行為である。しかし開示請求の結果はそのような記録はなく，口頭で報告をし口頭で指示を受けた旨説明するがこれは錯誤か作為・妄想に過ぎない。

b「これ以外の事実はない」は成立せず，「総長の権威を恣意的に利用し，大学公文書に“指示もない”まま総長名を引用記載した」が事実であると思慮される。

よって“原訂正請求書”のとおり訂正（削除）せよ。

イ 訂正請求2について

訂正を行わない理由の記載の中で，a「記載日に追加提出があったのは事実であり」，b「これ以外の事実はない」ことから述べ訂正を行わない理由を説明している。そもそも当該提出物は“非公式文書メモ類”に過ぎず「ハラスメント申立て書」ではないことは，東北大学が正式に認定している。よって“原訂正請求書”に記載したとおりこのa，bは事実でなく虚偽である。大学の本件担当者はただ気儘に「記載日に追加提出があったのは事実であり，これ以外の事実はない」と文字を羅列させているに過ぎず，その主張は裏づけも根拠もなく，単なる願望，虚偽に過ぎない。情報公開の結果では「当該文書はハラスメント申立書としては記載要件を欠き，署名も生年月日も欠き，棄却相当であることを既に認めている。本人以外の者（ex. 近接日に同趣旨文書を提出した者）の作成提出と認定され，学内制度を悪用した冤罪企図行為の一環であると思われる。むしろ調査・是正措置・処分を検討すべき事態である。東北大学がこのような杜撰な運用を許容するなら，“冤罪”に加担しているといわざるを得ない。この部分は一連の調査・審議手続の“杜撰さと不公正，冤罪企図”の象徴である。法理，証拠，事実関係からも当然に“原訂正請求書”のとおり訂正（削除）すべきである。

(2) 異議申立書2

異議申立ての理由を補足する証拠資料3点を入手したので，提出する。

資料1：本件と別の訂正請求の対象文書の「東北大学原議書」；総長承認印は欠如している。よって「総長の指示」は不存在が事実である。

資料2：類似の通知文書；ハラスメント全学防止対策委員会委員長は「本委員会は，事案を懲戒委員会へ移送する」旨を明確に記載しハラスメント全学防止対策委員会が決定（裁量）権を有していることを明示。

この記載は学内規定とも整合。よって「総長の指示」は不存在が事実である。

資料3：ハラスメント全学防止対策委員会は総長の決裁を得ないで決定をしたとの記載がある。

よって「総長の指示」は不存在が事実である。

なお訂正請求1の訂正個所では「その結果を総長に報告し」の部分の削除は争わない。それに続く「総長から、相手方である特定教職員に係る懲戒処分の手続をとるよう指示があり」の部分の削除を請求し、異議を申し立てる。

訂正請求2については「保有個人情報訂正請求書（平成27年4月20日付）」に強力な証拠文書を添付している。また現在情報公開室を介して更なる証拠文書を請求中であることを申し添える。

（本答申では資料は省略）

（3）意見書

審査に当たっては、諮問庁理由説明書（下記第3）の「1 異議申立ての経緯」の記載が適正かを含め、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照し審査して欲しい。

さて、同書の「1 異議申立ての経緯」に記載があるように本件では訂正請求1及び訂正請求2が異議申立ての対象となった。

「2 諮問理由説明」の「（2）諮問の理由」の訂正請求1に係る記載によると諮問庁は「総長への報告と総長からの指示」の存在を主張している。しかるに、諮問庁は別の個所で「総長の関与」を否定し、内規違反の旨記載している。関係文書において総長の承認印も無い。矛盾が露呈すると報告や指示は「口頭で行った」と急遽弁解をねつ造し、メモも記録も不存在と言いつける。本件では調査の時点で既に別途“合意確認書”が成立し全面解決されていたのであるから、諮問庁の説明は背景にある“冤罪企図”のためと理解される。

詳細は事情聴取記録全体（“音声記録”及び同反訳文書）を参照。

特に注意すべきはa「ハラスメント全学調査委員会」は調査を行い、独立した組織であるb「ハラスメント全学防止対策委員会」に結果を報告し懲戒手続等の検討に入る規約になっている。しかるに本開示請求関連事案の場合はaのメンバーは全員がbのメンバーから委任されており、しかも同一事案で既に合意解決がなされているのにも関わらず、その合意を無視してしかもねつ造事案により特定者を懲戒処分している。このような背景のため諮問庁担当者は意図的に文書を隠蔽し、ねつ造し、関係者を予断と不公平で扱い冤罪を維持しようと執着していると危惧される。よって私の主張を認めるのが妥当と思慮する。「aのメンバーは全員がbのメンバーから委任で構成」は情報公開により初めて開示され

た事実であり，諮問庁の権力横暴体制と癒着体質を露呈していると思われる。

「2 諮問理由説明」の「(2) 諮問の理由」の訂正請求2に係る記載には「申立書として取り扱うかどうかは…ハラスメント全学調査委員会が決めること」とある。この記述は常識を逸脱し，内規違反であり到底認容できない。関係手続きには事案の性格上，公正性・中立性・客観性が極度に求められる。それらを担保するために書面手続（申立書など）の「形式面での整合」は必須である。この申立書が一貫して「正式な申立書」として扱われている背後にこのような杜撰な過程があったとは，この理由説明書にて初めて知り驚愕している。問題となっている「申立書」はパソコンの印字解析から第三者作成で“替え玉提出”が判明している。特に記載された申立人を特定すべき情報が全て欠落している（生年月日，氏名の読み方，署名，電話番号など）。「申立書」の最低限の基準をも満たしておらず，むしろ「ハラスメント全学調査委員会」が周囲に冤罪を誘導・挑発しそれを維持しようとした意図を示すといわざるを得ない。「ハラスメント全学調査委員会」の見識が疑われるし癒着構造が露呈しているといわざるを得ない。種々の点で諮問庁は大きな問題を抱えており，「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。

総長も特定理事もこれらの点を憂慮されているのは気の毒というほか無い。以上の経緯は多くが情報公開制度に基づき明らかになった。

このように，諮問庁の諮問の理由は根拠もなく，論理的にも破綻している。よって本件審査においては全て私の主張を認めるのが妥当と思慮する。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。特に本件の理由説明書はじめ開示対象物，本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年4月20日に，異議申立人から，訂正請求1及び訂正請求2の保有個人情報訂正請求があった。

これに対し本学では，当時，相当数の開示請求を受け付け処理中であったため，期限内に処理することが困難であったため，平成27年5月18日付けで保有個人情報訂正決定延長通知書を送付し，開示決定期限を平成27年6月19日に延長した。

本件訂正請求については，法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当せず，法30条2項の規定により訂正しないことの決定を平成27年6月5日付けで行った。

その後、平成27年6月18日付けの異議申立書が提出され、翌19日付けでこれを受理したものである。また、平成27年6月30日付けで異議申立人から追加資料が提出されている。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)及び(2)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回の異議申立ては、異議申立人を相手方とするハラスメント申立て事案(調査)の調査・審議結果に基づき、ハラスメント全学防止対策委員会から懲戒委員会への事案移送に係る文書「ハラスメントに係る懲戒事案の移送について」に記述された特定箇所の保有個人情報の訂正請求である。

訂正請求1では、ハラスメント事案調査結果について総長から懲戒処分の手続をとるよう指示を受けた旨の記述の削除を求められている。本ハラスメント事案については、記述にあるとおり、ハラスメント全学防止対策委員会から総長に報告し、懲戒処分の手続をとるよう指示を受けたことは事実であり、異議申立人の主張には、訂正請求の対象部分が事実と反すると判断できる明確かつ具体的な根拠は何ら示されていないため、法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しない。

訂正請求2では、移送事案のハラスメント申立書のうち特定日Aにハラスメント申立書が追加提出されたことを記した部分の削除を求められている。当該申立書は、特定日Bの申立書提出日以降の実情も含めた申立て事項の説明のため、ハラスメント全学調査委員会の求めに応じ、本人から申立書の様式を活用して提出されたものである。申立書の様式にある項目全てを記入しなければ受理されないものではなく、実際に特定日Aにハラスメント全学調査委員会へ追加提出されていることも事実である。異議申立人は、申立書ではなく“非公式文書メモ類”に過ぎないため記載を削除すべきと主張しているが、当該文書を追加提出の申立書として取り扱うかどうかは、文書の提出を求めたハラスメント全学調査委員会が決めることであり、異議申立人からは対象部分が事実でないとは判断するための明確かつ具体的な根拠は示されておらず、法29条に規定する保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当しない。

以上の理由から、平成27年6月5日付けの保有個人情報の訂正しない旨の決定処分を維持し、諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年2月23日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年3月23日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 同年4月24日 | 審議 |
| ⑤ | 同年6月5日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、処分庁が異議申立人に対し別途開示決定した、本人を相手方としたハラスメント事案に係る文書である「ハラスメントに係る懲戒事案の移送について」に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、別紙に掲げる訂正請求1及び訂正請求2の訂正を求めるものであり、処分庁は、いずれも訂正をしない決定（原処分）を行った。

異議申立人は、訂正請求1のうち「総長から、相手方である特定教職員に係る懲戒処分の手続きをとるよう指示がありました。」とする記載の削除を求める部分及び訂正請求2に係る部分については訂正すべきであるとして、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持していることから、以下、異議申立人が訂正すべきとする部分の訂正請求対象情報該当性（法27条）及び訂正の要否（法29条）について検討する。

2 訂正請求対象情報該当性について

訂正請求は、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について行うことができると規定されている。

本件訂正請求は、異議申立人が別途に行った法に基づく保有個人情報の開示請求に基づき、処分庁から開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報について行われたものであることから、法27条1項1号に該当すると認められる。

3 訂正の要否について

(1) 訂正請求については、その対象は、「事実」であって、「評価・判断」には及ばないと解される。

また、訂正請求を行う者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）の表記について、②どのような根拠に基づき当該部分の表記が事実でないか判断し、③その結果、どのような表記に訂正すべきと考えているのか等の、請求を受けた独立行政法人等が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。

そして、訂正請求を行う請求人から明確かつ具体的な主張や根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても請求人が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、法29条に規定する「訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

(2) 異議申立人が訂正(削除)を求める情報は、訂正請求の対象となる「事実」に当たらないと認めることはできないが、異議申立人が訂正すべきとする各部分の記載について、異議申立人の認識に沿った事実認定等への変更を求める主張等は提出されているものの、訂正請求の対象とされた各記載が「事実でない」と判断するに足る具体的な根拠に基づく指摘やそれを根拠付ける資料の提出があったとは認められず、また、異議申立人が求める訂正がなされなければ、記載されている情報が事実と反することとなるとすべき事情も認められない。

したがって、いずれの請求についても、訂正請求に理由があるとは認められず、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、異議申立人が訂正すべきとする部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、不訂正としたことは妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙（訂正請求）

	1 訂正請求の箇所	2 訂正を請求する理由	3 求める措置
訂正請求 1	<p>本文冒頭部の「本委員会は、下記のハラスメント事案について調査・審議し、その結果を総長に報告したところ、総長から、相手方である特定教職員に係る懲戒処分の手続きをとるよう指示がありました。」の部分</p>	<p>原記載の事実はなく、真実や大学の規定趣旨に違反している。本件虚偽記載は冤罪意図が危惧される。東北大学においてはハラスメント防止に係る全学共通規定として「国立大学法人東北大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」、「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」等が制定されている。また実際の運用に係り各種細則やマニュアル類がある。「ハラスメント申立書」は「ハラスメント問題解決のためのガイドライン」に書式および申立て方法が規定されており、これらに基づき適正に手続が進められる。特に総長は最終的な懲戒処分発令者であり、懲戒が確定されるまでは途中で意見や指示等、介入ないしそれを疑われる行為は一切しない（事実）。もし「総長からの指示」などと記載すれば総長の権威の影響で公正な審理、業務は妨げられるのは明白であり冤罪に繋がる。規定趣旨からは「総長から慎重な審議をし、“事実誤認や冤罪”を防止するよう指示がありました」と記載すべき箇所である。よって当該部分の削除が相当である。</p> <p>以上の証拠として資料1を添付する。これら資料は主に東北大学情報公開室を介し提供された文書であり、中立・公正で信頼度の高い証拠である。</p>	<p>【、その結果を総長に報告したところ、総長から、相手方である特定教職員に係る懲戒処分の手続きをとるよう指示があり】を削除し「本委員会は、下記のハラスメント事案について調査・審議しました。」とせよ。</p>
訂正請求	<p>対象法人文書本文中ほどの“記”の2行目「ハラスメント</p>	<p>A氏が“ハラスメント申立書”を特定日Aに追加提出した事実はない。別の委員会に形式的に重大な不備のある文書（署名、生年月日、性別、氏名の振り仮名等</p>	<p>【特定日A追加提出】を削除し「ハラスメント申立書（特定日</p>

2	申立書（特定日 B・特定日 A 追加提出）」の部分。	個人の特定に必須な欄が記入されておらず、宛先も異なる）が提出されているがそれはあくまで「別文書」でありハラスメント申立書ではない（事実）。また規約による提出・審査・受理等の手続を欠損している。事実、このハラスメント申立書はハラスメント全学防止対策委員会で受理されていない（事実）。以上の証拠として資料 2 を添付する。これらは主に東北大学情報公開室を介し提供された。	B）」とせよ。
---	----------------------------	---	---------

（注）本表は原処分に係る保有個人情報訂正請求書を表形式に整理したものである。

なお、「訂正請求の箇所」，「訂正を請求する理由」及び「求める措置」の各項目名は原文のままであるが，内容の記載については異議申立人に係る保有個人情報の保護等の観点から，適宜修正を加えている。